

(様式第4号)

上田市行財政改革推進委員会 会議概要

1	審議会名	第10回 上田市行財政改革推進委員会
2	日時	平成21年10月15日(木) 午前10時から午前12時10分まで
3	会場	上田市役所本庁舎5階 第1・2委員会室
4	出席者	小池会長、宮沢副会長、斉藤委員、櫻井委員、塩入委員、高橋委員、武井委員、 田中委員、南雲委員、西沢委員、堀内委員、三井委員、宮下委員 【欠席】鬼頭委員、森田委員
6	市出席者	金子行政改革推進室長、鎌原係長、星野主査、市川主査
7	公開・非公開等の別	公開
8	傍聴者	0人 記者 0人
9	会議概要作成年月日	平成21年10月20日

協議事項等

- 1 開 会 (行政改革推進室長)
先月の18日には、提案公募型民間活力導入制度創設について市長に提言いただきまして、ありがとうございました。
事務局で要綱を作成し、早期に実施できるよう準備を行っている。
本日から、教育委員会事務局体制の改革という新たなテーマでご審議いただきたい。

あいさつ(会長)
早期に対応といっても、行政サイドと民間サイドでは感覚が異なる。年内には対応願いたい。

待遇向上運動の展開について(報告)
(事務局) 資料に基づき説明
- 2 議事
(1) 教育委員会事務局の改革について
教育委員会制度の仕組みについて
(事務局) 資料に基づき説明
(委員) 教育委員長と教育長の違いは。
(委員) 教育委員は市長が議会の同意を得て任命されるが、教育委員会の互選によって選ばれ、教育委員会の運営を行うのが教育委員長。
教育長は執行機関のトップとして教育委員の中から選ばれ、600人弱いる教育委員会の職員を統括する執行役員の長のようなもの。
教育委員会は、民間の役員会のようなイメージ。
また、教育長を除いた教育委員は、任期は4年だが、非常勤の特別職となる。
(委員) 学校や公民館、図書館という教育機関とは、どのようなものか。
(事務局) 教育委員会の事務組織の中で、教育長が事務を行う庁舎とは別に、学校教育や生涯学習を实践する施設として位置づけられている。
(委員) 指導主事や社会教育主事は教育委員会の中でどのような位置づけか。
(事務局) 教育委員会の事務を行う職員として、教育委員会事務局組織に位置づけられている。
(委員) 丸子や真田、武石地域の教育事務所は、事務局組織の中に位置づけられるのか。
(事務局) 教育総務課や学校教育課と同様に事務局組織の一つ。
(会長) 合併により教育委員会組織も一つになったので、旧町村の教育委員会は、それぞれの地域の教育事務所となっている。
合併による過渡的な措置だが、業務内容は学校教育課等と同じなので、指揮命令系統の統一を目指した組織再編を行うよう提言した。

地方公共団体の機関、上田市の組織について

- (事務局) 資料に基づき説明
- (会長) 正規職員は減ったが、非常勤職員は増えている可能性があるので、第二次行財政改革大綱のテーマにする必要があると感じている。非常勤職員は実際に増えているのか。
- (事務局) 合併して、200人程度増えている。
- (委員) 納税者の立場からすれば、人件費自体が増えているかどうか関心がある。
- (事務局) 非常勤職員は増えているが、全体の人件費は減少している。
- (委員) 「課」と「室」の違いは何か。
- (事務局) 「建設準備室」のように一時的・臨時的な意味合いを持っていたり、「課」とするには人数的に不足する場合に使用することがあるが、統一的なルールは決まっていない。

教育委員会組織について

- (事務局) 資料に基づき説明
- (委員) 小中学校における正規職員は学校数と比較して少ないが、県の職員を配置しているのか。それとも非常勤職員で対応しているのか。
- (事務局) 県予算で配置する職員だけでは不足するので、市独自の予算で配置している職員がいる。
- (委員) 非常勤職員にはどのような人がいるのか。
- (事務局) 相談員やカウンセラー、養護の先生など。学校によっては非常勤の講師や栄養士を配置しているところもある。
- (委員) 給食センターにおける第一給食係、第二給食係の区分けは何か。
- (事務局) 職員数が多いため2つの係に分けて統括している。
業務内容は全く同じだが、ローテーションで業務を行っている。
- (委員) 創造館や池波正太郎真田太平記館は組織図のどこに位置づけられるのか。
- (事務局) 創造館は広域連合の施設。
池波正太郎真田太平記館は商工課の所管施設であるため、教育委員会の組織図には掲載されていない。
- (委員) 小中学校の先生はどの程度いるのか。
- (事務局) 県費による小学校の教員数は492名、中学校は293名の合計785名。

教育委員会事務局事務分掌について

- (事務局) 資料に基づき説明
- (委員) 丸子や真田、武石地域の教育事務所は、学校教育課や生涯学習課等と同じ業務をやっているという認識でよいのか。
- (事務局) 担当地域における教育委員会の業務を行っている。
また、担当地域にある教育委員会施設の所管も行っている。

教育関係所管事業について

- (事務局) 資料に基づき説明
- (委員) 今回の審議項目は、丸子や真田、武石地域の教育事務所の組織再編を行うことか。
- (会長) 昨年12月に市長に提出した提言書で、地域教育事務所の組織再編を提言している。
- (委員) 地域教育事務所があることで大きなメリットがあれば、残して欲しいという気持ちもある。
- (事務局) 平成20年12月に提出していただいた「地域内分権の推進に向けた地域自治センター機能のあり方」の提言において、系統的な組織体系の整備として、教育事務所業務について、公平・公正な業務の推進につなげるため、指揮命令系統の統一を目指した組織再編を行うという提言をまとめていただいた。
具体的には、教育委員会における学校教育や社会教育、体育といった業務を統一化して、

地域教育事務所を廃止するものとして提言をいただいている。

- (委員) 合併前は、それぞれの市町村で教育委員会を持っていたが、合併に当たり、いきなり組織を統一するのではなく、地域教育事務所として暫定的に残したものと認識している。
- (委員) 地域教育事務所には権限はないのか。
- (会長) 担当地域の学校教育や生涯学習、体育振興等の事務分掌を持っている。
何でも本庁に統合というわけではなく、それぞれの地域で学校教育業務等を行う必要があるが、教育委員会という組織の中に、改めて地域事務所を設置しているという指揮命令系統を整理するために、再編という表現で提言した。
- (委員) 依田窪南部中学校は、教育委員会とは別組織になるのか。
- (事務局) 旧武石村と旧長門町、旧和田村の3者で設置した組合立の中学校であり、合併後は上田市と長和町の2者による組合立中学校として、別組織で運営されている。
- (委員) 教育委員の報酬の基準はどこで決めるのか。
- (委員) 人口規模に応じたスライド制で決められ、特に基準があるわけではないのでは。
- (事務局) 教育委員は非常勤の特別職になるため、特別職報酬等審議会で決められている。
- (委員) 教育委員会関係の事業で、提案公募型民間活力導入制度で提案の募集を予定している事業はあるのか。
- (事務局) 確定しているものはないが、学校給食センターの給食調理事業や運送業務、体育振興業務や運動公園管理業務等について、民間事業者に担ってもらった方が有効ではないかと考えている。
- (委員) 文化振興や生涯学習関係ではどうか。
- (事務局) 公民館の講座の運営業務等が提案公募になじむのではないかと考えている。
- (委員) 思い切って民間活力を導入すれば、スリムな組織になるので、引き続き努力していただきたい。
- (委員) 学校の転校や転入手続をする場合、各地域の教育事務所がなくなれば、すべて本庁で手続をしなければならないのか。
- (事務局) 各地域自治センターにおいて、転入・転出の事務を行う市民生活課で手続ができるようにしていきたい。
- (委員) 機能まで本庁に統一してしまうというのは合併の理念と異なる。むしろ充実すべき。

教育における地方分権について

- (事務局) 資料に基づき説明
- (会長) 法律の改正により、学校の体育を除いたスポーツに関すること、文化財の保護を除いた文化に関することについては、市長が行うことが可能になった。
そのため、教育総務課を担当課として、教育委員会事務局体制の改革を行うことが集中改革プランの項目として位置づけられている。
内容としては、事務局内の権限の見直しとスポーツ、文化事業等の市長部局との役割の再編を主眼とした組織の見直しを行うことを目標としている。
そのことについて、審議会でもぜひ論じていきたいというのが、今回の審議テーマ。

教育委員会職務権限移管の事例、教育委員会の現状の課題について

- (事務局) 資料に基づき説明
- (委員) 法律の改正により職務権限の特例として市長が行うことができるようになった事務について、生涯学習課、文化振興課、体育課の全ての事務が対象になるのか。
- (委員) 大雑把に言えば、文化振興課と体育課。
- (委員) 須坂市の事例では、生涯学習体育課の業務を市長部局に移管しているが、生涯学習課の業務についても職務権限の特例に該当するのではないか。
- (事務局) 須坂市では、体育業務は職務権限の特例により移管したが、生涯学習業務については地

方自治法に基づく補助執行により移管した。

補助執行を利用すれば、職務権限の特例に該当しなくても、ある程度の事務の移管は可能となる。

上田市の場合、教育委員会の事務である幼稚園業務を補助執行により、市長部局である子ども未来部に移管し、保育園業務と一緒にやっている。

(委員) 今後の審議テーマとして、生涯学習業務も対象となるのか。

他の市町村のまねをするわけではないが、上田市としてやった方がよければ審議事項に含めるべきではないか。

(委員) 人数的に見て、教職員を除いても600人近くの職員が教育委員会の業務に携わっているが、マネジメントを行うのは教育長と教育次長だけで、いくつかの課が平行に連なっている。

民間の感覚でいえば、管理範囲が広過ぎて、かなり苦労しているのではないか。

教育委員会としてはもっと教育に特化して、市長部局に任せられるものは、外してもいいのではないかという議論もあるので、生涯学習業務も対象として考えられる。

ただし、管理スパンという視点で見た場合の考えであって、どのような基準で検討するかということを考えるべき。

例えば、他市の事例では、文化振興は教育委員会の重要な柱として取って替えて移管せずに、体育やスポーツに関することのみを移管したところもあり、迷うところである。

(委員) 特殊な事例もあるが、特に公民館活動については、ある程度、市長部局がリードしていくべきと考えるので、検討項目に含めて議論していくべき。

文化振興やスポーツに限定すべきではない。

(委員) どういう目的で教育委員会事務局体制を改革するかという視点が重要。

教育委員会事務局の現状と課題は多岐にわたり、関わる職員の人数も多いので、抜本的に見直すことも必要。

(委員) ある部分だけ提言するのではなく、全体を見て提言するのであれば実のある提言にならない。

(委員) 生涯学習と社会教育をどうするかということは、現場でも悩んでいる部分である。

教育委員会は本来学校教育に専念すべきだとすれば、生涯学習業務を教育委員会でやるべきかどうかということは課題だと思うので、文化振興や体育の他に生涯学習についても提言できればいいのではないか。

3 次回の日程について

・10月30日(金) 午後2時から 上田市役所本庁舎5階 第1・2委員会室

4 閉会

* 会議概要は原則として公開します。会議終了後、1週間以内に行政改革推進室へ提出してください。

* 非公開及び一部非公開としたものについては、その理由を記載してください。